各病院長(事務(部・局)長)様 各有床診療所の管理者様

> 滋賀県医療勤務環境改善支援センター 一般社団法人 滋 賀 県 病 院 協 会 会 長 片 岡 慶 正

医師の労働時間短縮に向けた取組について

平素は、病院協会諸事業の運営について、格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。 さて、「働き方改革関連法」が昨年成立し、本年4月1日から順次施行されることになりましたが、ご承知のように医師の時間外労働上限規制については、応召義務等の特殊性を踏まえて5年間の猶予期間が設けられました。厚生労働省では「医師の働き方改革に関する検討会」が設置され、既に十数回に及ぶ会議が重ねられていますが、その検討もいよいよ佳境に入り、重要な局面に差し掛かったと報道されています。

こうした中、昨年2月に取りまとめられた「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」に続く第二弾として、この度、医師の労働時間短縮に向けた取組の着実な実施を求める声明(別添「医師の労働時間短縮に向けて」)が取りまとめられ、各都道府県知事に通知されたところです。

通知の主旨は、本声明の周知とともに、先の「緊急的な取組」が実際に医師の労働時間 短縮や健康確保につながっているかを振り返りながら実効性ある取組が着実に実施される よう、改正法の周知等を改めて求めたものです。

つきましては、厚生労働省医政局長通知の全文を添付しますので、重ねてのお願いで恐縮ではございますが、今一度、改正法の内容とともに先の「緊急的な取組」による自己点検と改善に、積極的に対応いただきますようお願いいたします。

なお、実施に当たって院内研修や勉強会等をお考えの時、また具体的な対策検討に専門 的な指導や助言が欲しい時には、当医療勤務環境改善支援センターより専門アドバイザー (社労士)を無料で派遣しておりますので、是非ご活用ください。

## 滋賀県医療勤務環境改善支援センター

(一般社団法人滋賀県病院協会内)

電 話 077-500-3106(専用)

FAX 077-525-5859

E-mail sikkk-sc@sbk.co-site.jp